

公告第253号

事後審査型制限付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により、次のとおり公告する。

なお、次に掲げるもののほか、この入札に必要な事項については、令和6年4月10日付け公告第42号の規定によるものとする。

令和6年7月22日

郡山市長 品 川 萬 里

第1 事後審査型制限付一般競争入札に付する事項

1	契 約 番 号	第2024002871号	
2	業 種	土木一式工事	
3	工 事 名	ため池防災・減災事業（長岫池）対策工事	
4	施 行 場 所	郡山市三穂田町野田 地内	
5	施 行 期 限	令和7年3月14日	
6	工 事 概 要	浚渫工 $A = 7,400.00\text{m}^2$ 浚渫土量 $V = 3,810.00\text{m}^3$	
7	支 払 条 件	前金払	有り
		中間前金払	有り
		部分払	有り
8	予 定 価 格	事後公表	
9	最 低 制 限 価 格	事後公表	
10	調査基準価格及び失格基準価格	無し	
11	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づく分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施	対象	
12	郡山市公契約条例（平成28年郡山市条例第64号）第7条に基づく労働環境の報告等	対象	
13	議会の議決に付すべき契約	対象外	
14	電 子 契 約	対象	

第2 入札方法及び入札期間

1	入 札 方 法	電子入札
2	工 事 費 内 訳 書	初度のみ提出
3	入 札 期 間	令和6年8月5日（月）午前8時30分から 令和6年8月6日（火）午後3時まで

第3 開札場所及び開札日時

1	開 札 場 所	郡山市役所本庁舎2階 財務部契約検査課
2	開 札 日 時	令和6年8月8日（木）午前9時

第4 入札に参加する者に必要な資格

1	入 札 参 加 形 態	単体企業
2	郡山市の令和5・6年度工事等指名競争入札参加有資格業者名簿に登録されている者であること。	
	登 録 業 種	土木一式工事
	等 級 別 格 付	S等級
	総 合 点	土木一式工事において840点以上の者
	所 在 地 要 件	郡山市内に本店を有する者
3	建設業の許可（建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定に基づく許可をいう。）を受けている者であること。	
	許 可 業 種	土木一式工事
	そ の 他 の 要 件	当該工事において4,500万円以上の下請契約を締結して工事を施工する場合は、特定建設業の許可を有する者であること。
4	次に掲げる要件を全て満たす建設業法に定める技術者（以下「配置予定技術者」という。）を配置することができる者であること。ただし、当該工事において契約金額が4,000万円以上となる場合は、専任で配置すること。	
	資 格 要 件	1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有していること。 当該工事において4,500万円以上の下請契約を締結して工事を施工する場合は、監理技術者資格者証の交付を受けていること。
	雇 用 関 係	入札参加申請書の提出日において、3か月以上前から申請者との雇用関係が継続していること。
	そ の 他 の 要 件	本工事においては、許可業種の区分に関係なく、営業所専任技術者を工事現場に技術者等として配置することはできない。 配置予定技術者は、完了検査の日（検査により修補が必要となった場合は、修補完了後の再検査の日）まで正当な理由なしに変更することができない。 配置予定技術者が入札参加申請書の提出日において特定できない場合は、配置可能な技術者を2名まで申請することができる。ただし、落札予定者となった場合は、入札参加資格確認申請書の提出日において配置予定技術者を特定して申請するものとする。
5	手持工事の件数又は請負金額による入札参加制限	対象工事

6	施 工 実 績	過去5年以内（本公告の公告日の5年前から郡山市制限付一般競争入札実施要領（平成9年3月31日制定）第5条に規定する入札参加申請書の提出期限日までの間）に、国又は地方公共団体が発注したため池の浚渫工事又は浚渫業務を、元請として単独又は共同企業体の構成員として施工した実績（完了検査（検査により修補が必要となった場合は、修補完了後の検査）を終えているものに限る。）のある者であること。
---	---------	--

第5 入札参加手続き等

1	設計図書等の閲覧期限	令和6年8月2日（金）午後11時
2	設計図書等に対する質問期限	令和6年7月26日（金）午後3時
3	質問の回答期限	令和6年7月30日（火）
4	入札参加申請期限	令和6年8月2日（金）午後3時 ※電子メールによる申請

※ 電子入札利用時間は、午前8時30分から午後8時まで（郡山市の休日を定める条例（平成2年郡山市条例第7号）第1条に規定する市の休日を除く。）